

住友不動産エスフォルタ株式会社（特定事業者） （スポーツ施設の運営等を行う事業者）

- 1 スポーツ施設利用者にスポーツ指導を行う個人又は資本金の額が3億円以下の法人である事業者（以下「本件事業者」という。）と業務委託契約を締結している。
- 2 本件事業者に対し、平成26年4月1日以後の業務委託料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月31日までの業務委託料と同額の業務委託料を同年10月分まで支払った。
- 3 公正取引委員会が調査開始の連絡をした後、平成26年12月までに、消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることを本件事業者との間で合意し、同年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を本件事業者に対して支払った。

勧告の内容

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

スポーツ指導を行う事業者
（特定供給事業者 約600事業者）